

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和4年3月定例会	
議案番号 議案名	議案第 72号 松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	市民力・立憲民主党(山中啓之・岡本優子・中西香澄)
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>※私たち市民力・立憲民主党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>「議案第72号 松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」会派を代表して、賛成の討論をいたします。</p> <p>「2021年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。同法は、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律」について所要の整備を行うもので、「個人情報の保護に関する法律」については、①個人情報保護法、②行政機関個人情報保護法、③独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本化するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを規定することとしており、この後、2023年春までに全ての自治体で条例の改正が迫られています。その前準備として本議案が上程されたものです。</p> <p>個人情報保護法の事項で「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（引用：改正個人情報保護法第二条第三項）」が、要配慮個人情報と定義されています。つまり、偏見や差別につながりうるセンシティブな個人情報が要配慮個人情報です。要配慮個人情報の取得や提供は、通常の個人情報以上に厳しいルールが設定されています。</p>

議案質疑を通して、本市が地方公共団体の責務として、現条例の中で独自の対策を講じていることがわかりました。しかしこの度の法改正により、多くの自治体条例が定めている、個人情報の取得・利用・提供等の際の自治体の個人情報保護審議会への諮問やオンライン結合の制限などを条例に定めるのは「許容されない」とし、「要配慮個人情報」についても極めて限定をしてしか認めようとしていません。

「松戸市個人情報の保護に関する条例」の目的は「本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もつて市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的な人権を擁護すること」です。

本議案の条例改正については、法改正による引用条項を改めるものであり、市民に対し、直接影響を与えるものではありません。今回、反対はいたしません。デジタル化を強力に進めるためにデータ利活用を円滑化することを目的とした法改正により、個人情報保護の水準が低下し、市民との信頼関係を損なうことがないように本市の自主的な検討を強く求めまして、賛成の討論といたします。